

## 間接経費の取り扱いについて（塾内申し合わせ）

### 1. 申し合わせの目的

慶應義塾として、競争的研究資金の間接経費を計画性、透明性、戦略性をもって適正に執行することを目的とする。

### 2. 申し合わせの適用対象

申し合わせの対象となる間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 6 月 4 日付 13 文科振第 361 号文部科学省研究振興局長通知「平成 13 年 4 月 20 日付競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」）（以下、「共通指針」という。）の対象となる研究資金に付与される経費とする。なお、上記に該当しない場合は一般管理費（オーバーヘッド）とみなし、「外部研究資金のオーバーヘッドに関する申し合わせ」に沿って各地区の内規により運用するものとする。

### 3. 直接経費および間接経費の定義

- (1) 「直接経費」とは、競争的研究資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究資金を獲得した研究機関、または研究者が使用する経費をいう。
- (2) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究資金による研究の実施に伴う研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために被配分機関（慶應義塾大学）が使用する経費をいう。

### 4. 用途に関わる基本方針

- (1) 間接経費は、外部研究資金獲得の為の研究体制作りや研究環境全体の機能向上を図るために使用することを基本方針とする。
- (2) 配分された間接経費については、「共通指針」に準じるものとする。
- (3) 当該年度の 3 月 31 日までに全額を執行するものとする。繰越は認めない。
- (4) 間接経費は、複数の競争的研究資金を獲得した場合には資金元の制約が無い限り、まとめて使用することができる。
- (5) 間接経費に直接経費を合算して使用することはできない。
- (6) 間接経費の支出基準は、原則として慶應義塾の経費支出基準による。

### 5. 配分方法

- (1) 配分率を次のとおりとする。
  - ア. 研究支援費 50%：地区における研究環境の整備を目的とした予算で、競争的研究資金（直接経費）の配分を受けた研究者の所属する地区（以下、地区という）が支出計画の作成・執行責任を持つ。
  - イ. 戦略的調整費 10%：全塾もしくはキャンパス共通の見地から外部研究資金を獲得する上で、必要な施策を実行することを前提とし、全塾および地区が支出計画の作成・執行責任を持つ。
  - ウ. 塾研究基盤充実費 30%：全塾の研究環境の基盤整備・向上を目的とした予算で、全塾が支出計画の作成・執行責任を持つ。
  - エ. 研究関連大学経常費（インセンティブ） 10%：研究関連に支出している経常費に充てる予算で、地区が支出計画の作成・執行責任を持つ。
- (2) 研究関連大学経常費は、担当常任理事の定める基準に従い、適切に配分されるものとする。
- (3) 戦略的調整費は、研究担当常任理事に申請し、常任理事会の承認により執行されるものとする。

## 6. 運用・管理手続き

### (1) 支出計画と承認

- ア. 研究関連大学経常費を除く地区における支出計画は原則として各地区の所属学部長が協議し、研究担当常任理事に提案する。
- イ. 研究関連大学経常費を除く全塾における支出計画は研究担当常任理事が提案する。
- ウ. 前項、前々項の支出計画は研究連携推進本部がとりまとめ、担当常任理事の調整を経て常任理事会の承認を得るものとする。
- エ. 前項により承認を得た支出計画は、研究連携推進本部会議に提出する。

### (2) 執行と管理

- ア. 承認された全体計画については、配分先の責任者の下、執行する。地区においては原則学部長（ただし三田・日吉についてはキャンパス担当理事。）とし、全塾においては研究担当常任理事がこれに当たる。
- イ. 研究関連大学経常費は配分先の事務責任者が計画を作成し、執行する。
- ウ. 学術研究支援部門は、人事・管財（用度）・経理等の関連部門と連携し、配分先毎の収支簿を作成し、適正な管理運用に努める。

### (3) 実績報告と承認

- ア. 学術研究支援部門は間接経費の計画・実績報告を別途定める期日までに研究連携推進本部へ提出する。
- イ. 研究連携推進本部は学術研究支援部門が提出した実績報告を別途定める期日までに常任理事会に報告し、承認を得るものとする。
- ウ. 研究連携推進本部は、前項により承認を得たあと、実績報告書を取りまとめ、研究連携推進本部会議および所轄官庁に提出する。

## 7. 情報公開

研究連携推進本部は、常任理事会の承認を得た支出計画・実績報告書を、全塾で公開するものとする。

## 8. 申し合わせの改廃

この申し合わせの改廃は、担当常任理事の決裁による。

この申し合わせは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日改正

担 当 常 任 理 事

注 1：平成 28 年度の研究関連大学経常費は以下の基準のいずれかを満たしていれば 10%配分する。

- ①平成 26 年度の間接経費の獲得金額が、平成 25 年度を上回ったキャンパス。
- ②平成 26 年度の間接経費の獲得金額が、平成 23 年度～25 年度の 3 年間の平均を上回ったキャンパス。
- ③平成 26 年度の外部研究資金受入件数が、平成 25 年度以上のキャンパス。
- ④平成 26 年度の外部研究資金受入件数が、平成 23 年度～25 年度の 3 年間の平均以上のキャンパス。

なお、上記の①～④のいずれも満たさないキャンパスについては、その減少率によってキャンパス毎に順位付けを行い、1 位：6%、2 位：4%、3 位：2%を配分し、残りは全塾における塾研究基盤充実費に充てる。